

2013. 9. 19

# 国税調査官ら再逮捕へ

## 守秘義務違反容疑など

大阪地検・府警

国税調査への虚偽説明事件で、大阪地検特捜部は18日、大阪国税局OBで税理士の細名高司容疑者(61)と、元同国税局上席国税調査官の平良辰夫容疑者(43)を改正前の法人税法違反(虚偽答弁)罪で起訴した。起訴を受けて大阪国税局は平良被告を起訴休職扱いとした。

税務調査への虚偽説明事件で、大阪地検特捜部は18日、大阪国税局OB(高金利)容疑で細名被告を、特捜部は国家公務員法(守秘義務)違反容疑で平良被告を、それぞれ19日にも逮捕する方針を固めたことが18日、捜査関係者への取材で分かった。

大阪市浪速区)を事実的に経営する一方で、2010～12年、無登録で貸金業を営み、顧客7人に対して計約1億円を貸し付けた疑いが持たれている。一部は法定金利を超える金利で貸し付けていたという。

平良被告は、細名被告の複数の顧問先の税務調査に関する国税局の内部情報を、細名被告に漏らした疑いが持たれている。流出したとみられるのは、国税局が税務調査に備え、会社側の財務状況を分析、申告内容と比較するための資料など。

特捜部は平良被告が、税務調査の方針なども細名被告に伝えた可能性についても捜査を進める。起訴状によると、両被告は共謀し、11年7月、細名被告が顧問を務めるホストクラブ運営会社「M」(大阪市西区)の税務調査の際、売り上げを過少に記録したSDカードを提出するなどし、平良被告と共に調査に当

さらには大阪府警生活経

「ナイスアシスト」(大

情

た

る。

たっていた国税調査官に虚偽の説明をしたとされる。